

証券コード：3419

2022年1月11日

株主各位

東京都江東区福住一丁目8番8号
アートグリーン株式会社
代表取締役社長 田中 豊

第30回定時株主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、株主様の健康状態にかかわらず、極力、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年1月29日（土曜日） 午前10時
（受付開始は午前9時30分を予定しております。）
2. 場 所 T K P新橋汐留ビジネスセンター ホール201
東京都港区新橋四丁目24番8号2 東洋海事ビル
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第30期（2020年11月1日から2021年10月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第30期（2020年11月1日から2021年10月31日まで）計算書類報告の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の第30回定時株主総会出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎なお、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.artgreen.co.jp/>）に修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自2020年11月1日 至2021年10月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の度重なる感染拡大の影響が長期化し、事態の完全収束は未だ予測できない状況にあるものの、各種政策やワクチン接種による新規感染者数の減少により、2021年9月末には緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が全て解除されるなど、活動制限の緩和による経済活動の正常化に向けた動きが期待されてまいりました。

しかしながら、ワクチン接種後に感染する事例や世界中で新たな変異株の発生等による感染再拡大の懸念もあり、依然として先行きは不透明な状況が続くと想定されます。

花き業界においては、東京都中央卸売市場の市場統計情報によると、2020年11月から2021年10月までの、らん鉢（胡蝶蘭）取扱金額は3,732百万円（前連結会計年度比10.9%増）で、新型コロナウイルス感染症が発生する前の一昨年とほぼ同等の取引金額で推移いたしました。

このような事業環境の中、フラワービジネス支援事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けながらも、主力である法人贈答用胡蝶蘭の新規顧客開拓及び既存顧客に対する販売促進に注力いたしました。政府の様々な政策やワクチン接種の促進を背景に、企業間の贈答や各種イベント等も少しずつ正常化に向けて動きはじめ、緊急事態宣言等の行動制限が解除された2021年10月以降は、以前のような訪問営業活動も少しずつ再開することが出来ました。ブライダルにつきましては、昨年からの結婚式の延期、再延期等により厳しい状況が続いておりましたが、小規模披露宴に変更する等、コロナ禍の顧客需要の変化に対応し、徐々に回復基調で推移しはじめました。これにより売上高は市場統計同様に前連結会計年度比増となりました。

ナーセリー支援事業におきましては、昨年同様にオリジナル園芸資材の販売強化に注力し、売上高は堅調に推移いたしました。

フューネラル事業は、大都市圏を中心とした核家族化や葬祭規模の縮小等により葬儀単価の減少傾向が続き、更に新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況が続いておりますが、新規顧客開拓及び既存顧客に対する販売促進に注力したことにより、売上高は堅調に推移いたしました。

この結果、当連結会計年度における売上高は2,073,210千円（前連結会計年度比11.9%増）、営業利益は21,837千円（前連結会計年度比9.6%増）、経常利益は33,350千円（前連結会計年度比7.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は15,009千円（前連結会計年度比810.3%増）となりました。

なお、当社グループの事業セグメントは単一セグメントであるため、セグメント情報は記載せず、主要な事業について記載しております。

（フラワービジネス支援事業）

フラワービジネス支援事業につきましては、未だ新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、企業間の贈答や各種イベント、ブライダル等も徐々に回復基調で推移しはじめたことから、売上高は堅調に推移いたしました。

以上の結果、フラワービジネス支援事業の売上高は1,310,713千円（前連結会計年度比9.3%増）となりました。

（ナーセリー支援事業）

ナーセリー支援事業につきましては、引き続き当社オリジナル園芸資材の販売強化に注力し、新規顧客開拓及び既存取引先からのリピート注文も増加したことから、売上高は堅調に推移いたしました。

しかしながら、園芸資材の原材料の高騰により輸入コストの上昇や、世界的に物流の混乱が生じている影響から輸送遅延等も続いており、商材の確保や受注数量の調整が一時的に困難な状況もあり、販売価格や配送料の見直し等も行いました。

以上の結果、ナーセリー支援事業の売上高は610,791千円（前連結会計年度比12.4%増）となりました。

（フューネラル事業）

フューネラル事業につきましては、新規顧客開拓及び既存顧客に対する販売促進に注力いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況が続いておりますが、新規顧客開拓及び既存取引先への細かなサービス提供等により、売上高は堅調に推移いたしました。

葬儀業界全体の環境としましては、今後も葬儀件数は増加するものと推計されている一方、大都市圏を中心に家族葬や密葬等、葬儀の小型化により葬儀単価が減少しており、当社においても同様に単価の下落傾向が続いております。

以上の結果、フューネラル事業の売上高は151,705千円（前連結会計年度比37.7%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資の総額は40,643千円であり、その主なものは、ガラスハウス遮光カーテン4,486千円、受発注システム20,350千円、商品画像撮影支援システム6,587千円であります。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、運転資金として、金融機関より長期借入金70,000千円の資金調達及び128,934千円の返済を行いました。また、社債の償還20,000千円を行いました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループが所属する花き業界は、新型コロナウイルス感染症拡大が落ち着きつつある中、ブライダルや各種イベントにおける花の需要も少しずつ戻りつつありますが、しかしながら、同ウイルスの新たな変異株の出現などによる感染の再拡大となった場合は、再び需要減少が懸念され、当社グループの経営環境は引き続き厳しいものと考えております。一方で、カーボンニュートラルをはじめとする環境保全の意識が高まる中、植物が果たす機能も注目され、花き業界が担う役割も一層深まっていくものと考えております。このような状況下、当社グループは主力のフラワービジネス支援事業を中心に既存事業のさらなる拡大を図っていくとともに、その周辺事業を通じての環境保全等、新たな取り組みを加速させていく為に、次のような課題に取り組んでまいります。

① 収益基盤の強化

当社は胡蝶蘭の苗を輸入し、生産者へ提供することにより、ナーセリー支援事業において生産分野にも進出しております。一方で、当社は仲卸業者として、市場からのセリにより胡蝶蘭をはじめとした生花を仕入れることができるうえ、小売店と同じ付加価値をもってエンドユーザーに配達する仕組みも有しております。このように当社は花き業界においてワンストップサービスが行える強みを活かし、事業の拡大を図るとともに、花き市場におけるプライスリーダーの地位を確保すべく、攻めの経営を行ってまいります。

② 優秀な人材の確保と育成、社内管理体制の強化

当社グループの事業は、労働集約型事業であり、花き分野における高い技術や経験を有し、高度な商品知識をもった人材が不可欠であります。したがって、優秀な人材の確保に努めるとともに、人材育成の強化、人材の適正配置を行うなど、教育環境や労働環境を整備し社員の定着を図るとともに事業に対する取り組み意欲の向上を促進すべく、体制を強化してまいります。

また、事業の拡大とともに、管理部門の強化やダブルチェック体制を基本とした社内体制の強化を図ってまいります。

③ 営業体制の強化（顧客基盤の拡大）

営業部門の体制を再構築し、売上増を目指すとともに、新規顧客の獲得を積極的に行ってまいります。そのために、営業部門の要員を増員するとともに、人材教育を強化し、その体制を強化してまいります。

④ 環境保全に関する取り組みの強化

胡蝶蘭をはじめとする商品には、植物以外に、鉢など様々部材で構成されておりますが、当社グループが取り扱う商品について、プラスチックなどに使用される石油由来樹脂を削減した部材や、再利用が可能な部材に替えていくなど、環境保全に取り組んでいく社内体制を強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第27期 (2018年10月期)	第28期 (2019年10月期)	第29期 (2020年10月期)	第30期 (当連結会計年度) (2021年10月期)
売上高 (千円)	—	2,023,374	1,853,127	2,073,210
経常利益 (千円)	—	41,346	31,044	33,350
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	—	16,756	1,648	15,009
1株当たり当期純利益 (円)	—	14.86	1.46	13.22
総資産 (千円)	—	889,476	1,148,564	1,146,749
純資産 (千円)	—	444,460	446,896	462,642
1株当たり純資産額 (円)	—	393.97	394.17	407.34

(注) 第28期より連結計算書類を作成しているため、第27期については記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第27期 (2018年10月期)	第28期 (2019年10月期)	第29期 (2020年10月期)	第30期 (当事業年度) (2021年10月期)
売上高 (千円)	1,835,565	2,008,725	1,841,115	2,065,905
経常利益 (千円)	23,014	40,092	28,212	29,325
当期純利益 (千円)	10,614	16,556	885	12,448
1株当たり当期純利益 (円)	9.44	14.68	0.78	10.96
総資産 (千円)	801,625	880,621	1,141,170	1,137,809
純資産 (千円)	426,534	443,253	444,925	458,109
1株当たり純資産額 (円)	378.21	392.89	392.43	403.35

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
合同会社日本プリザーブドフラワー協会	3,000千円	100.00%	フラワービジネス 支援事業

(11) 主要な事業内容（2021年10月31日現在）

事業区分	事業の内容
フラワービジネス支援事業	生花店への販売 法人へのフラワービジネス参入支援事業
ナーセリー支援事業	農家への胡蝶蘭苗の販売 提携生産農園の経営支援
フェーネラル事業	葬祭用切花の販売

(12) 主要な事業所（2021年10月31日現在）

① 当社

名称	所在地
本社	東京都江東区福住一丁目8番8号
大阪支店	大阪府大阪市福島区吉野五丁目11番31号
名古屋営業所	愛知県名古屋市中川区西日置二丁目6番5号
福岡営業所	福岡県福岡市博多区吉塚三丁目31番65号
大阪鶴見仲卸事業所	大阪府大阪市鶴見区茨田大宮二丁目7番70号

② 子会社

名称	所在地
合同会社日本プリザーブドフラワー協会	東京都江東区福住一丁目8番8号

(13) 使用人の状況（2021年10月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
64名	2名増

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者（42名）は含んでおりません。
2. 当社グループの事業セグメントは単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
64名	2名増	35歳4ヶ月	5年6ヶ月

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者（40名）は含んでおりません。
2. 当事業のセグメントは単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(14) 主要な借入先の状況（2021年10月31日現在）

借入先	借入額
株式会社商工組合中央金庫	100,000千円
株式会社日本政策金融公庫	100,000千円
株式会社みずほ銀行	61,080千円
株式会社きらぼし銀行	38,350千円
株式会社常陽銀行	36,012千円
株式会社三井住友銀行	25,843千円
株式会社阿波銀行	25,016千円

2. 会社の株式に関する事項（2021年10月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 3,200,000株
- (2) 発行済株式総数 1,135,758株（自己株式242株を除く）
 （注）新株予約権の行使により発行済株式総数が、2,000株増加しております。
- (3) 株主数 1,833名
- (4) 大株主（上位11名）

株主名	持株数	持株比率
田中 豊	716,000株	63.04%
根本 和典	84,000株	7.40%
花キュービット株式会社	48,000株	4.23%
芝田 新一郎	20,000株	1.76%
堀 威夫	13,000株	1.14%
森田 厚	10,000株	0.88%
佐藤 顕勝	7,700株	0.68%
HeroHoldings株式会社	5,000株	0.44%
山口 洋	4,700株	0.41%
渡部 英孝	4,000株	0.35%
伊藤 正之	4,000株	0.35%

（注）持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要（2021年10月31日現在）

名称	第3回新株予約権
発行決議日	2013年10月31日
新株予約権の数	107個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 42,800株
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使価額	148円
新株予約権の行使期間	2015年10月28日～ 2023年10月27日
保有人数及び新株予約権の数 当社取締役(社外取締役除く)	4名 60個
新株予約権の主な行使条件	(注) 2

- (注) 1. 2015年8月5日開催の取締役会決議において、2015年8月28日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使価額」が調整されております。
2. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員並びに従業員の地位にあることを要するものとします。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとします。
 - ③ 当社指定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄した場合には、権利を行使することができません。
 - ④ 取締役会において、当社との協力関係及び信頼関係が失われたと決議された場合には、権利の行使をすることができません。
 - ⑤ 新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には新株予約権を行使することができません。

(2) 当事業年度中に当社使用人に職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する状況

(1) 取締役及び監査役（2021年10月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田 中 豊	合同会社日本プリザーブドフラワー協会 職務執行者
専務取締役	根 本 和 典	事業本部長
専務取締役	柴 田 益 司	事業本部副本部長
取締役	伊 藤 正 之	事業本部副本部長
取締役	芝 田 新一郎	管理部長
取締役	村 田 則 夫	営業本部長
取締役	小 松 隆 一	—
常勤監査役	岡 野 良 彦	—
監査役	横 田 孝	—
監査役	山 田 孝 雄	—
監査役	長 岡 徹	—

- (注) 1. 取締役のうち、小松隆一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役のうち、4名全員は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役のうち、岡野良彦氏及び山田孝雄氏は、長年に亘り金融機関に勤務し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、取締役小松隆一氏、常勤監査役岡野良彦氏、監査役横田孝氏及び監査役長岡徹氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	員数（名）	報酬等の総額（千円）
取締役 （うち社外取締役）	7 （1）	52,080 （600）
監査役 （うち社外監査役）	4 （4）	4,440 （4,440）
合計 （うち社外役員）	11 （5）	56,520 （5,040）

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の総額は、2018年1月30日開催の株主総会において、年額100,000千円以内（うち社外取締役分5,000千円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名です。
3. 監査役の報酬等の総額は、2008年1月25日開催の株主総会において、年額10,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
4. 取締役及び監査役の報酬は固定報酬のみにより構成されており、業績連動報酬等及び非金銭報酬等は導入しておりません。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	小 松 隆 一	当事業年度開催の取締役会13回のうち11回に出席しております。企業役員として培った豊富な経験、幅広い知見を活かし、取締役の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。
社外監査役	岡 野 良 彦	就任後当事業年度開催の取締役会10回のうち10回、監査役会9回のうち9回に出席し、長年の金融機関での勤務経験で培われた経験や見地を活かし、能動的・積極的に意見を表明しております。
社外監査役	横 田 孝	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回、監査役会12回のうち12回に出席し、企業役員として培った豊富な経験、幅広い知見を活かし、能動的・積極的に意見を表明しております。
社外監査役	山 田 孝 雄	当事業年度開催の取締役会13回のうち9回、監査役会12回のうち11回に出席し、長年の金融機関での勤務経験で培われた経験や見地を活かし、能動的・積極的に意見を表明しております。
社外監査役	長 岡 徹	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回、監査役会12回のうち12回に出席し、長年の証券会社等での勤務経験で培われた経験や見地を活かし、能動的・積極的に意見を表明しております。

5. 会計監査人に関する状況

(1) 会計監査人の名称

丸の内監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	14,000千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社の監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の過去の監査実績、監査計画、監査報酬見積額の内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人の監査業務の品質、継続監査年数のほか、会社都合等を勘案し、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。なお、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の独立性や監査品質を確保する監査体制及び監査活動の適切性や妥当性を総合的に勘案し、再任しないことが適切であると判断した場合は、監査役会は会計監査人不再任の議案を株主総会に付議いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決議の内容の概要

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業人として社会倫理に適合した良識ある行動をとるようコンプライアンス規程を定め、当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の役員及び使用人に周知徹底を図り、健全な企業風土の維持発展に努めます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及び当社子会社は、取締役及び業務執行者の職務の執行に係る情報の保存及び管理については文書管理規程で定め、保存年限内の文書に関しては必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会において経営の重要案件を議論し、事業リスクの低減を図ります。また、当社及び当社子会社は、リスク管理規定その他社内規程の整備、遵守を推進し、様々なリスクに備えます。また、危機的事態が顕在した場合には、代表取締役社長を統括責任者として、全社的な対応を検討します。

④ 取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、原則として毎月1回の定例取締役会を開催するほか、適宜臨時取締役会を開催することにより重要事項に関する意思決定を迅速・適切に行います。また、業務分掌規程、職務権限規程等に業務執行の手続きを明確に定め、部門長との連携を強化することにより、効率的かつ適正に職務執行が行われる体制の維持・向上を図ります。当社子会社においては、当社代表取締役も出席する月1回の定例会議により、子会社の役員等の職務の執行に係る事項の報告を受け、効率的かつ適正に職務執行が行われる体制の維持・向上を図ります。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、また、その使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役会と協議のうえ監査役を補助すべき使用人を指名します。当該使用人は、監査役会の指示命令に従うものとし、当該使用人の人事異動、人事

評価、懲戒処分等、雇用に係る重要事項についてはあらかじめ監査役会の同意を得るものとします。

- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び当社子会社のすべての取締役等及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないものとし、当社に重大な損失を及ぼすような影響のある事実を発見した場合には、法令及び関連規程に従い監査役への報告を滞りなく行うよう、当社及び当社子会社の取締役等及び使用人に対して周知徹底します。

また、監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底します。

- ⑦ 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還、その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務を、監査役の請求に基づき速やかに処理するものとします。

- ⑧ その他の監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査役会規程、監査役監査基準に則して行動するとともに、会計監査人と緊密に連携を保ち、合理的な監査に努めることで監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するものとします。また、必要な場合には専門家との意思疎通を図るなどの対応を行うこととします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 取締役職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は計13回開催しており、社外監査役を含む監査役も出席し、経営への監視を行っております。

- ② 監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は計12回開催し、監査に関する重要な事項につき、協議・決議を行っております。また、稟議書等の重要書類を適時閲覧したり、提携する胡蝶蘭生産農園の往査等により、監査の実効性を確保しております。

③ コンプライアンス

従業員に対し、社内研修を通じて、コンプライアンスに関する教育を実施するとともに、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスの遵守に努めました。

④ 内部監査体制

内部監査計画に基づき、業務監査を実施し、業務の適正な執行の確認を行いました。

⑤ 反社会的勢力の排除に対する取組み状況

新規取引先並びに新規採用者に対しては、管理部が反社会的勢力との該当性を判断し、既存取引先に対しては、原則として年に1度、「反社会的勢力調査」を行っております。また、警察等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	979,934	流 動 負 債	376,668
現金及び預金	536,179	買掛金	84,987
受取手形及び売掛金	273,354	1年内償還予定の社債	20,000
商品及び製品	41,097	1年内返済予定の長期借入金	132,442
仕掛品	127,656	リース債務	992
原材料及び貯蔵品	110	未払金	62,296
前払費用	12,980	未払費用	14,939
その他	13,498	未払法人税等	23,051
貸倒引当金	△24,942	未払消費税等	11,055
固 定 資 産	166,814	賞与引当金	15,921
有 形 固 定 資 産	19,791	株主優待引当金	3,238
建物及び構築物	10,274	その他の他	7,742
土地	2,590	固 定 負 債	307,438
リース資産	3,613	長期借入金	304,527
その他	3,312	リース債務	2,825
無 形 固 定 資 産	55,013	その他	86
ソフトウェア	28,914	負 債 合 計	684,106
のれん	22,340	(純 資 産 の 部)	
その他	3,758	株 主 資 本	461,204
投資その他の資産	92,010	資 本 金	140,336
投資有価証券	14,607	資本剰余金	92,321
敷金・保証金	18,351	利益剰余金	229,011
保険積立金	44,617	自己株式	△465
破産更生債権等	8,318	その他の包括利益累計額	1,438
繰延税金資産	11,583	その他有価証券評価差額金	1,438
その他	2,849	純 資 産 合 計	462,642
貸倒引当金	△8,318	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,146,749
資 産 合 計	1,146,749		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自2020年11月1日
至2021年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,073,210
売 上 原 価		1,232,091
売 上 総 利 益		841,119
販売費及び一般管理費		819,282
営 業 利 益		21,837
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	313	
受 取 配 当 金	295	
受 取 助 成 金	9,922	
為 替 差 益	2,567	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	998	
そ の 他	530	14,628
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,457	
社 債 利 息	69	
そ の 他	588	3,115
経 常 利 益		33,350
税金等調整前当期純利益		33,350
法人税、住民税及び事業税	21,487	
法人税等調整額	△3,146	18,340
当 期 純 利 益		15,009
親会社株主に帰属する当期純利益		15,009

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自2020年11月1日
至2021年10月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	140,188	92,173	214,001	△465	445,898
連結会計年度中の変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	148	148			296
親会社株主に帰属する当期純利益			15,009		15,009
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	148	148	15,009	—	15,305
当期末残高	140,336	92,321	229,011	△465	461,204

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	997	997	446,896
連結会計年度中の変動額			
新株の発行(新株予約権の行使)			296
親会社株主に帰属する当期純利益			15,009
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	440	440	440
連結会計年度中の変動額合計	440	440	15,746
当期末残高	1,438	1,438	462,642

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

合同会社日本プリザーブドフラワー協会

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

P l a n t H u n t 合同会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関係会社数

1社

会社等の名称

A & A 株式会社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

主要な会社等の名称

(非連結子会社)

P l a n t H u n t 合同会社

持分法に適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、5月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

a 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

b その他有価証券

市場価格のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

a 商品及び製品

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

b 仕掛品

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

c 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～29年

その他 2～15年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間

(5年)に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 株主優待引当金

株主優待制度に係る費用の発生に伴い、翌連結会計年度に支出すると見込まれる額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① のれんの償却方法及び償却期間

10年間で均等償却しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

(繰延税金資産の回収の可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 11,583千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日）に定める企業の分類に基づき、当連結会計年度末における将来減算一時差異に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。計上に当たっては、事業計画に基づく将来の課税所得の見積りを行っております。

将来の課税所得の見積りは、売上高及び原価率が重要な仮定となります。

予想売上金額は、当年度の売上金額を元に算出しております。

新型コロナウイルス感染症の今後の状況を正確に予測することは困難な状況にありますが、緩やかに収束し、当社グループの需要も逡増することを事業計画に織り込み、将来の課税所得の見積りを行っております。

上記仮定に変更が生じ、課税所得が減少した場合、翌年度の連結計算書類において繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 25,042千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
発行済株式の総数				
普通株式(株)	1,134,000	2,000	—	1,136,000
合計(株)	1,134,000	2,000	—	1,136,000
自己株式の数				
普通株式(株)	242	—	—	242
合計(株)	242	—	—	242

(注) 発行済株式の増加2,000株の内訳は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 44,000株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、流動性及び安全性を重視し、短期的な預金等を中心としており、資金調達については、主に金融機関からの借入によっております。また、デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客である取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、社内規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに回収期日及び残高を管理するとともに、債権保証サービスを利用するなど、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を通じて、リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクについては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直すことにより、リスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

社債及び借入金は、主に運転資金に係る資金調達であります。リース債務は、主に設備投資に係る資金調達であります。当社グループでは、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用していないため、借入金のうち変動金利によるものは金利変動リスクに晒されております。当該リスクについては、管理部が支払金利の変動をモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に実行できなくなるリスク)については、当社グループは、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰り状況を把握して管理するとともに、取引銀行と当座貸越契約を締結するなどして、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）をご参照ください）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	536,179	536,179	—
(2) 受取手形及び売掛金	273,354	273,354	—
(3) 投資有価証券	4,079	4,079	—
(4) 破産更生債権等 貸倒引当金（※1）	8,318 △8,318		
差引	—	—	—
資産計	813,614	813,614	—
(1) 買掛金	84,987	84,987	—
(2) 未払金	62,296	62,296	—
(3) 未払法人税等	23,051	23,051	—
(4) 未払消費税等	11,055	11,055	—
(5) 社債（※2）	20,000	19,894	△105
(6) 長期借入金（※3）	436,969	439,395	2,426
(7) リース債務（※4）	3,818	3,986	168
負債計	642,179	644,669	2,489

（※1） 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※2） 1年内償還予定の社債を含めております。

（※3） 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

（※4） 1年内返済予定のリース債務を含めております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項
資 産

(1) 現金及び預金 (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(4) 破産更生債権等

破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しているため、貸借対照表計上額から当該貸倒引当金を控除した金額をもって時価としております。

負債

(1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 未払法人税等 (4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債 (6) 長期借入金 (7) リース債務

社債及び長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。社債、長期借入金のうち固定金利によるもの及びリース債務は、元利金の合計額を、同様の新規借入及び発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	5,091
関係会社株式	4,437
関係会社出資金	1,000
出資金	73

非上場株式、関係会社株式及び出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	536,179	—	—	—
受取手形及び売掛金	273,354	—	—	—
合計	809,534	—	—	—

破産更生債権等については、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

(注4) 社債、長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	20,000	—	—	—	—	—
長期借入金	129,105	107,296	54,287	30,931	25,080	90,270
リース債務	979	1,012	1,045	768	13	—
合計	150,084	108,308	55,332	31,699	25,093	90,270

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 407円34銭
2. 1株当たり当期純利益 13円22銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2021年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	957,538	流 動 負 債	372,260
現金及び預金	513,886	買 掛 金	84,987
売 掛 金	273,354	1年内償還予定の社債	20,000
商品及び製品	41,097	1年内返済予定の長期借入金	132,442
仕 掛 品	127,656	リ ー ス 債 務	992
原材料及び貯蔵品	110	未 払 金	62,024
前 払 費 用	12,980	未 払 費 用	14,920
そ の 他	13,395	未 払 法 人 税 等	21,703
貸 倒 引 当 金	△24,942	未 払 消 費 税 等	10,928
固 定 資 産	180,270	預 り 金	2,490
有 形 固 定 資 産	19,791	賞 与 引 当 金	15,921
建 物	10,274	株 主 優 待 引 当 金	3,238
土 地	2,590	そ の 他	2,610
リ ー ス 資 産	3,613	固 定 負 債	307,438
車 両 運 搬 具	902	長 期 借 入 金	304,527
工 具 器 具 及 び 備 品	2,410	リ ー ス 債 務	2,825
無 形 固 定 資 産	32,413	そ の 他	86
ソ フ ト ウ ェ ア	28,914	負 債 合 計	679,699
そ の 他	3,499	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	128,065	株 主 資 本	456,671
投 資 有 価 証 券	9,170	資 本 金	140,336
関 係 会 社 株 式	4,900	資 本 剰 余 金	90,449
関 係 会 社 出 資 金	37,000	資 本 準 備 金	45,661
出 資 金	73	そ の 他 資 本 剰 余 金	44,787
長 期 前 払 費 用	876	利 益 剰 余 金	226,350
保 険 積 立 金	44,617	そ の 他 利 益 剰 余 金	226,350
破 産 更 生 債 権 等	8,318	繰 越 利 益 剰 余 金	226,350
繰 延 税 金 資 産	11,176	自 己 株 式	△465
そ の 他	20,251	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,438
貸 倒 引 当 金	△8,318	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,438
資 産 合 計	1,137,809	純 資 産 合 計	458,109
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,137,809

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自2020年11月1日)
(至2021年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,065,905
売 上 原 価		1,232,091
売 上 総 利 益		833,814
販売費及び一般管理費		813,089
営 業 利 益		20,725
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	608	
受 取 助 成 金	7,922	
為 替 差 益	2,567	
そ の 他	530	11,629
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,457	
社 債 利 息	69	
そ の 他	501	3,028
経 常 利 益		29,325
税 引 前 当 期 純 利 益		29,325
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	19,872	
法 人 税 等 調 整 額	△2,995	16,877
当 期 純 利 益		12,448

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自2020年11月1日)
(至2021年10月31日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	140,188	45,513	44,787	90,301	213,902	213,902	△465	443,927
事業年度中の変動額								
新株の発行 (新株予約権の行使)	148	148		148				296
当期純利益					12,448	12,448		12,448
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	148	148	—	148	12,448	12,448	—	12,774
当期末残高	140,336	45,661	44,787	90,449	226,350	226,350	△465	456,671

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	997	997	444,925
事業年度中の 変動額			
新株の発行 (新株予約権 の行使)			296
当期純利益			12,448
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	440	440	440
事業年度中の変動額合計	440	440	13,184
当期末残高	1,438	1,438	458,109

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式及び関係会社出資金

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

① 市場価格のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法で処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

② 市場価格のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品及び製品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 仕掛品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

③ 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 株主優待引当金

株主優待制度に係る費用の発生に伴い、翌事業年度に支出すると見込まれる額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

(繰延税金資産の回収の可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 11,176千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業

会計基準適用指針第26号（2018年2月16日）に定める企業の分類に基づき、当事業年度末における将来減算一時差異に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。計上に当たっては、事業計画に基づく将来の課税所得の見積りを行っております。

将来の課税所得の見積りは、売上高及び原価率が重要な仮定となります。

予想売上金額は、当年度の売上金額を元に算出しております。

新型コロナウイルス感染症の今後の状況を正確に予測することは困難な状況にありますが、緩やかに収束し、当社の需要も逡増することを事業計画に織り込み、将来の課税所得の見積りを行っております。

上記仮定に変更が生じ、課税所得が減少した場合、翌年度の計算書類において繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	25,042千円
2. 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	2,113千円
短期金銭債務	2,306千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	21,858千円
仕入高	19,041千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式(株)	242	—	—	242

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	570千円
貸倒引当金	10,187千円
賞与引当金	4,876千円
株主優待引当金	991千円
減価償却費超過額	536千円
投資有価証券評価損	534千円
資産除去債務	3,270千円
その他	2,948千円
繰延税金資産小計	23,918千円
評価性引当額	△11,784千円
繰延税金資産計	12,133千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△635千円
その他	△322千円
繰延税金負債計	△957千円
繰延税金資産の純額	11,176千円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、機械及び装置等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	403円35銭
2. 1株当たり当期純利益	10円96銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2021年12月20日

アートグリーン株式会社
取締役会 御中

丸の内監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員	公認会計士	金 光 良 昭
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	間 達 哉
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アートグリーン株式会社の2020年11月1日から2021年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アートグリーン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2021年12月20日

アートグリーン株式会社
取締役会 御中

丸の内監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員	公認会計士	金 光 良 昭
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	間 達 哉
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アートグリーン株式会社の2020年11月1日から2021年10月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2020年11月1日から2021年10月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審査の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査業務分担部門である管理部その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の代表者と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。

- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づいて整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人丸の内監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人丸の内監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年12月24日

アートグリーン株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	岡野良彦	Ⓣ
監査役（社外監査役）	横田孝	Ⓣ
監査役（社外監査役）	山田孝雄	Ⓣ
監査役（社外監査役）	長岡徹	Ⓣ

以上

株主総会会場ご案内図

会場：TKP新橋汐留ビジネスセンター ホール201
東京都港区新橋四丁目24番8号2 東洋海事ビル
受付開始は午前9時30分を予定しております。



(交通アクセス)

JR線	新橋駅 鳥森口	(徒歩約4分)
都営三田線	内幸町駅	(徒歩約9分)
都営浅草線	新橋駅 A1出口	(徒歩約3分)
ゆりかもめ	新橋駅 A1出口	(徒歩約4分)
東京メトロ銀座線	新橋駅 8出口	(徒歩約5分)

(注) 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。